

第4回広島県環境影響評価技術審査会総会議事録

- 1 日 時 平成17年9月13日(火) 14:00~15:30
- 2 場 所 広島市中区基町10-52 県庁北館 第1会議室
- 3 出席委員 石岡委員, 今岡委員, 岩重委員, 岸田委員, 中川委員, 中坪委員, 中野委員, 根平委員, 林委員, 原田委員, 日比野委員, 舩岡委員, 松田委員, 三谷委員, 山田委員(15名出席: 西嶋委員は欠席)
- 4 議 題
 - (1) 環境影響評価技術審査会会長の選出について
 - (2) 環境影響評価技術審査会会長職務代理者の指名について
 - (3) 環境影響評価技術審査会部会の設置及び部会長等の指名について
 - (4) 手続中の審査案件について
 - (5) その他
- 5 担当部署 広島県環境生活部環境局 環境創造総室 環境調整室 環境影響評価グループ
電話:(082)513-2925(ダイヤルイン)
- 6 会議の内容
 - (1) 環境影響評価技術審査会会長の選出について(広島県環境影響評価に関する条例第40条第1項)
 - ・委員の互選により, 中川委員が会長になることが決定
 - (2) 環境影響評価技術審査会会長職務代理者の指名について(同条例第40条第3項)
 - ・会長の指名により, 松田委員が会長代理になることが決定
 - (3) 環境影響評価技術審査会部会の設置及び部会長等の指名について(同条例施行規則第47条第1項, 第2項, 第3項, 第4項及び第48条)
 - ・専門性の観点から技術審査会を2分割して部会を設置することが決定
 - ・会長の指名により, 部会委員が決定(部会構成については, 別紙委員一覧のとおり)
 - ・会長の指名により, 中川会長が第1部会長に, 松田会長代理が第2部会長になることが決定
 - ・部会長の指名により, 今岡委員が第1部会長代理に, 中野委員が第2部会長代理になることが決定
 - ・部会の決議を技術審査会の決議とすることが決定
 - ・会長の指名により, 山田委員が議事録署名委員になることが決定
 - (4) 手続中の審査案件について
 - ・広島空港アクセス鉄道整備事業は第1部会が,(仮称)福山ガスタービン発電所第1号発電設備設置事業は第2部会が担当することが決定
 - ・資料5-1及び5-2により, 事務局が手続中の案件の内容を説明
 - (5) その他
 - ・資料6により, 事務局が基本的事項の改正について説明

質疑応答内容

広島県環境影響評価に関する条例施行規則第48条に係る決定について

- (委員) 条例施行規則第48条の規定について、部会の決議をそのまま総会の決議とすることについては、それで結構だと思うが、もし部会で難しい判断に迫られたときに、部会の判断で最終決定となってしまうのか、それとも総会で審議することが可能なのか。
- (委員) これまでのところそのような例はないが、問題が大きいときには、総会で審議する必要があるのではないかと思う。
- (事務局) 今回「部会の決議を技術審査会の決議とする」こととなったが、新たな総会決議をすることにより、部会の審査案件を総会に諮ることも可能である。また、運営要領第5条で「部会長は審議する事項の重要性及び専門性に依拠して、その部会に属さない委員を部会に招集し、意見を聴くことができる」となっており、案件に応じてその部会に属さない委員の出席を求め、審議することも可能である。

手続中の審査案件について

- (委員) 広島空港アクセス鉄道整備事業について、鉄道がJRに相互乗り入れできるようになるのか、それとも、駅で途切れたものになるのか。
- (事務局) 線路については県設置であるが、運行はJRに委託する考えであり、現在JRと折衝しているが目途はたっていないと聞いている。担当部局は、アクセス鉄道から山陽本線を通じて、広島方面や福山方面に連絡したいと考えているようである。
- (委員) 福山ガスタービン発電施設について、資料によると発生した電力は製鉄所内で使用するとなっているが、これまで外から買っていた電力をその分だけ買わないことになるのか。
- (事務局) 事業者からはそのように聞いている。
- (委員) 福山ガスタービン発電施設について、当技術審査会の立場はどうなるのか。
- (事務局) 事業者が提出してくる方法書や準備書について、技術指針に沿って環境影響評価が行われているかどうかを当技術審査会で審議し、市町からの意見も踏まえて知事意見を作成し、経済産業省へ提出することになる。環境省は準備書の段階で経済産業省へ意見を提出し、経済産業省はそれらを踏まえて審査を行い、事業者へ勧告することになっている。
- (委員) 環境省の意見は、環境省の審査会から意見を聴いて作られているのか。
- (事務局) 環境省の意見は、担当の環境影響審査室が案を作成している。
- (委員) 環境省の意見が県のものとは異なっていた場合は、事前に情報が入ってくるのか。
- (事務局) 環境省意見よりも先に知事意見を述べることになっており、環境省には写しを送付しているため、何かあればその時点で環境省から指摘があるはずである。

- (委員) 福山ガスタービン発電施設について、技術審査会のメンバーの中に発電の専門家は入っていないが、発電効率や熱の回収などの技術的なことについても審議するのか。
- (事務局) 設備の技術的なことについては、事業者がコスト面や現在の技術水準から考えることであるが、発電効率等は温暖化対策にも繋がることなので、現在の技術水準と比較して、よほど低い場合等に限って意見を述べることになる。
- (委員) 工場から外にでる大気や排水などの環境影響について審議することになるのか。
- (事務局) 事業者は大気等の排出の諸元を明らかにし、それを元に環境への影響を予測する。その結果が悪いようであれば、処理設備をもっと良いものにして欲しいといった意見を述べることになる。
- (委員) 事業種ごとに環境影響評価項目が決められていて、事業者が調査・予測・評価する項目を選定しているのだから、その良否について意見を述べていくということか。
- (事務局) もし、環境に影響があると考えられるのに、選定していない項目があれば、理由を聞き、適切な理由がなければ、項目として選定するよう意見を述べることになる。また、用いる手法より良い手法がある場合には、その手法を用いるように意見を述べることになる。
- なお、審議の際には、審議しやすくするために、県庁内の関係部局から意見を聴いて作成した事務局案を配布している。

その他（基本的事項の改正について）

- (委員) 今回の基本的事項の改正に伴って、条例の技術指針も改正し、総会に諮るのか。
- (事務局) 法と条例は別なものなので、法に合わせて改正する必要はないが、法と条例は対象規模が異なるだけで、手続の内容は同レベルなので、技術指針を定める主務省令が改正された後、条例の技術指針についても改正するかどうかの検討をしたいと考えている。その際には審査会に諮りたいと考えている。
- (委員) 今回の基本的事項の改正は、現在手続中の案件にも掛かってくるのか。
- (事務局) 福山ガスタービン発電施設については、基本的事項の改正に伴う発電所の主務省令の改正がされていないため、従前の主務省令によることになる。

7 会議資料

- 資料1 広島県環境影響評価技術審査会委員新旧一覧表
- 資料2 広島県環境影響評価に関する条例及び施行規則関係条文抜粋
- 資料3 広島県環境影響評価技術審査会運営要領
- 資料4 広島県環境影響評価技術審査会運営細則
- 資料5-1 広島空港アクセス鉄道整備事業について
- 資料5-2 (仮称)福山ガスタービン発電所第1号発電設備設置事業について
- 資料6 環境影響評価の基本的事項の改正の概要

(別紙)

広島県環境影響評価技術審査会委員一覧

区分	部会	職名	氏名	役職
大気環境	1	広島大学名誉教授	舛岡 弘勝	
	2	広島大学大学院教授	岩重 博文	
水環境	1	広島大学大学院助教授	日比野 忠史	
	2	広島大学教授	西嶋 涉	
土壌環境	1	広島工業大学教授	今岡 務	第1部会長代理
	2	広島大学大学院助教授	中坪 孝之	
動物	1	広島県立大学非常勤講師	林 勝治	
	2	元独立行政法人水産総合研究センター 研究情報官	石岡 宏子	
植物	1	広島経済大学教授	根平 邦人	
	2	広島工業大学教授	中野 武登	第2部会長代理
生態系	1	広島大学名誉教授	中川 平介	会長 第1部会長
	2	広島大学名誉教授	松田 治	会長代理 第2部会長
景観・ ふれあい	1	広島女学院大学大学院教授	原田 佳子	
	2	比治山大学助教授	山田 知子	
廃棄物等	1	県立広島女子大学教授	岸田 典子	
	2	福山市立女子短期大学教授	三谷 璋子	

(計16名)